

経営に関する基本方針について

平成 30 年 3 月 23 日

公益財団法人 仙台市建設公社

1. 趣旨

仙台市建設公社（以下「公社」という。）は、昭和 41 年 4 月に設立以来、市勢の進展と市民福祉の向上に寄与するため、公共事業等にかかる土地等の確保・提供からスタートし、公共施設の先行建設や市営住宅等公共施設の管理運営業務等を行う財団法人でしたが、平成 23 年 3 月の東日本大震災以後、応急仮設住宅や復興公営住宅に係る管理業務を行うことになり、平成 25 年 4 月より、居住環境及び交通環境の向上並びに都市基盤の整備に関する事業を行う公益財団法人に移行しました。

このような公社において、経営理念に基づく指針として平成 27 年 3 月に中期経営計画を策定し、厳しい環境下で社会的責任を果たしながら経営基盤の確立ができるよう取り組んできましたが、平成 29 年度に最終年度を迎え、現行計画の振返りと併せ次期中期経営計画の策定に着手することになりました。

現行計画においては、計画期間内のみの経営方針を掲げていましたが、今後持続可能で主体的かつ堅実な経営基盤の確立に向けては、公社が担うべき役割と目指す方向性のほか全職員が取り組むべきことなど、経営理念に基づく長期的な経営の考え方が必要であり、この度「経営に関する基本方針」として取りまとめました。

2. 経営理念

公社は「仙台市民一人ひとりが安全・安心に住み、暮らし、共に生きることができるまちづくりを推進するため、居住環境及び交通環境の向上に関する事業、並びに都市基盤の整備に関する事業を行い、もって市勢の進展と市民福祉の向上に寄与する」（定款第 3 条）ことを設立目的としています。この目的を實現し、将来にわたり住まい・暮らしそしてまちづくりに貢献する公益法人となることを目指します。

3. 公社を取り巻く課題

- ①仙台市は平成 28 年 3 月に策定した「市営住宅の整備及び管理の基本方針」で「安全・安心な市営住宅を将来に向けて持続的に供給する」と掲げており、公社は平成 28 年度より復興公営住宅と市営住宅の管理業務を全て指定管理業務として実施しており、業務の確実な遂行と併せより丁寧で的確な入居者等への対応など、公社の基幹事業として信頼をより高める努力が求められています。
- ②これまで公益事業比率など財務基準遵守の観点から管理業務を中心に行ってきましたが、より効率的で良質な管理のためには、経営の安定化に配慮しながら業務の拡充を図るとともに、入居者サービスのより一層の向上が必要となっています。
- ③コミュニティ事業や交通環境向上関連事業などの公益目的事業を自主事業として実施してきましたが、今後も居住環境や交通環境を向上させるためには、事業を拡充し展開する必要があります。
- ④駐車場事業などの収益事業について、経営の安定性において収益率の向上と事業の拡充が必要となっています。
- ⑤改正労働契約法への対応や多様化する業務ニーズへの対応が求められており、業務に適した人材確保や資質向上への人材育成だけでなく、より良い職場環境の形成など組織力の強化に向け取り組む必要があります。

⑥以上のような諸課題に全職員が立ち向かい、将来も持続できる独立した公益財団法人として、これまでもガバナンスが機能するよう BCP(事業継続計画)の策定やコンプライアンスの推進に鋭意取り組んできましたが、今後ともその機能が重要です。その一方で、事業内容に相応しい団体としてのイメージを誰にもわかるよう明確化するため、コーポレート・アイデンティティに取り組み、推進していくことが今後重要となっています。

4. 基本方針

これまでの課題を踏まえ、経営理念を捉え住まい・暮らしそしてまちづくりへ貢献する公益法人としての役割を果たすため、以下の基本方針に基づき事業の展開を図ります。

I 事業者としての信頼を高め基幹事業の強化に取り組みます

震災復興への対応やこれまで培ったノウハウを活用して受託事業を確実に遂行することにより、委託先からの信頼を高めていくとともに、基幹事業である市営住宅管理において、今後とも的確かつ丁寧な入居者への対応ができるようサービスの向上に取り組みます。

また、継続的な地域社会への貢献活動を通じて、より多くの市民から信用が得られるよう努めます。

II 事業の拡充・展開に取り組むとともに効率性の向上に努めます

基幹事業である市営住宅管理において、良質かつ効率性の高い事業とするため、公募業務を含めた入居者と施設の一体的な管理運営について検討します。なお、収益事業については事業の拡充を図るとともに収益性を高めるよう努めます。

また、新たな市民サービスやまちづくり支援などの公益目的事業について、仙台市の協力を得ながら拡充に努め、経営の安定性を配慮しつつ事業の展開を図ります。

III ガバナンスの強化とモチベーションの向上に取り組みます

事業の拡充や多様化する業務に弾力的に対応できる組織体制とするため、リスク管理の徹底やコンプライアンスの推進などガバナンスの強化を図ります。

また、計画的な人材育成・登用や職員が経営に参画できるような仕組みづくりを行うなど、モチベーションの向上に取り組むとともに、職員の専門的能力、企画力そして指導力など資質向上を図ります。

以上の3方針を踏まえ、住まい・暮らしそしてまちづくりに貢献する公益法人としてのコーポレート・アイデンティティ(CI)に取り組みます。

なお、この基本方針は今後10年間を見据えた中長期視点での取り組みであり、社会情勢等の変化に対応するため概ね5年で見直しを行います。

5. 推進に向けて

将来にわたって、必要とされる公社となるため自ら変革に取り組むことができ、かつ職員一人ひとりが持てる力を最大限発揮して働くことができるような環境整備に努めるとともに、事業拡充にも組織体制が維持できるよう工夫しながら、全職員がチャレンジ精神をもって事業を推進できるよう努めます。

また、事業を推進するため基本方針に基づいて、中期経営計画を策定するとともに、毎年度事業の進捗状況を確認しながら、計画終了時には振り返りを行い、次期経営計画に反映していくこととします。